

車種別共済掛金(対物事故共済金特約掛金を含む)

車 種		分類番号	主契約共済掛金 年払(1回)
1	自家用乗用自動車	3・5	10,000円
2	自家用軽乗用自動車	5	5,500円
3	自家用普通貨物自動車(2t超)	1	17,500円
4	自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	14,500円
5	自家用小型貨物自動車	4	10,000円
6	自家用軽貨物自動車	4	5,500円

ご契約できない車両



※事業用自動車はお引き受けできません。
※車種がご不明な場合は車検証にてご確認ください。
※3、4の重量は最大積載量です。
※ダンプ装置車等の特種用途自動車も引受禁止車種となります。



まごころ共済ご契約にあたってのご注意

- 共済期間について**
共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金を払い込むと同時に効力が発生します。
また、初回より口座振替でお支払いの場合は、共済始期日の午後4時から補償が開始され、支払いは共済始期日の翌月18日に指定口座から自動振替いたします。
- 出資金について**
当組合は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて当組合の共済にご加入いただく場合は、100円の出資金をお預かりいたします。
- 共済金をお支払いできない主な場合**
《主契約》
1.事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者としてします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2.無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院院共済金。
3.酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院院共済金。
4.事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
5.事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6.事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発生その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
7.当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
8.正当な理由なく、事故発生後から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

※**クーリングオフについて**
クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。
まごころ共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。
詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

- 《対物事故共済金》**
1.事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者としてします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2.共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
3.共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
4.事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
5.事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6.正当な理由なく、事故発生後から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
《車両事故共済金》
1.無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときおよび酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
2.被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗。
3.故障損害(偶然な外来の事故の直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害)。
4.被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害。
5.付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。
ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
6.被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。
ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
7.法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害。
8.正当な理由なく、事故発生後から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

※まごころ共済は「自動車事故費用共済制度」の愛称です。このパンフレットはまごころ共済の概要を説明したものです。
詳しい内容につきましては約款・重要事項説明書等にてご確認ください。

●お問い合わせ・お申し込みは



〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13F
TEL: (023) 647-2380 FAX: (023) 647-2382
<http://www.dewazi.or.jp/yamagata-kasai/>



●お取り扱い代理所

まごころ共済

自動車事故費用共済制度

自動車事故に
もうひとつの安心!



山形県火災共済協同組合

まごころ共済とは

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか?もし、あなたが人身事故をおこしてしまったら…

特に死亡事故ではすぐに香典・供花料、葬儀費用などが必要になります。また、入院の場合はお見舞費用など、保険では認めてもらえない多額の自己負担が必要になります。まごころ共済は、今までの保険ではカバーできないあらゆる人身事故や対物事故での自己負担部分を補う制度です。

共済金は、あなたにお支払いし、被害者への「誠意」を示すお見舞金として、ご利用ください。

自動車保険・自賠責保険の分野

民事上の責任

示談・民事裁判による損害賠償

刑事上の責任

刑事裁判による刑罰

道義上の責任 誠意

行政上の責任

公安委員会による免許の取消・停止

加害者になった時の
4つの責任

「誠意」とは、社会通念上、被害者の方々へのお詫びの気持ちを形にするお見舞金、供花料・通夜費用・香典料・葬儀費用その他の喪失利益などをいいます。

まごころ共済の分野

あなたが人身事故を起こした
とするとこんなにかかります

相手方が死亡した場合

香典供花料
あなたの喪失利益
葬儀費用 諸費用

相手方が入院した場合

お見舞いの費用として、
果物、生花代、療養雑費、
交通費等が必要となります。

この 制度の 特色

1

万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。

2

お支払いは迅速です。
必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手方への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ただけです。

3

運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。

4

事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。

5

共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。

負傷者が**契約者側**の場合

自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入院に係る共済金請求事由が発生したときは共済契約所定の共済金をお支払いします。

負傷者が**相手側**の場合

自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金をお支払いします。

- ①『事故』は契約者側に過失がある『人身事故』であること。
- ②共済契約証書記載の『共済金額』を支払い限度額とし、共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償します。経済的損失は領収書または証明書類によって確認された額となります。

こんな時にお支払いをします

歩行者をはねて死亡事故を起こした

最高300万円までの実費をお支払い(葬儀費用・香典供花料・喪失利益などにご活用)
そのうち、死亡一時金として30万円を初期対応費用として迅速にお支払い

お支払金額
最高**3,000,000円**



自分が追突されて

全く契約者に過失が無い場合
自分が20日通院、
相手1名が死亡した。
自分の車両に
30,000円以上の
損害があった。

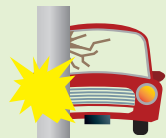


・通院(契約者側) 20日×2,250円=45,000円
・死亡共済金(相手側) お支払いできません。
+車両事故共済金(任意付帯) お支払いできません。

お支払金額 **45,000円**

自損事故を起こして

ハンドル操作を誤り
電柱に衝突した。



・運転手が3日通院、
同乗者が30日入院
・電柱の損害(30万円)
入院費用 30日×4,500円=135,000円
通院費用 3日×2,250円=6,750円
+対物事故共済金 30,000円
+車両事故共済金(任意付帯) 30,000円

お支払金額 **201,750円**

追突事故を起こして

信号待ちの車両に
後ろから衝突。



双方とも車両の修理費20万円。
相手側1人がむち打ちにより5日間通院
入院臨時費用共済金 30,000円
+対物事故共済金 30,000円
+車両事故共済金(任意付帯) 30,000円

お支払い金額 **90,000円**

出会い頭事故を起こして

出会い頭の衝突で相手車両の運転手1名
が3日通院。契約者側の運転手と同乗者
1名が2人とも10日入院、10日通院した。



(双方の車両とも30万円の修理費用)
3日以上入院一時金(相手側) 30,000円
入院(契約者側) 2人×10日×4,500円=90,000円
通院(契約者側) 2人×10日×2,250円=45,000円
+対物事故共済金 30,000円
+車両事故共済金(任意付帯) 30,000円

お支払金額 **225,000円**

契約車両があてにげされた

あてにげされ自分の車両に30,000円以上
の損害があった。



車両事故共済金(任意付帯) 30,000円
お支払金額 **30,000円**

補償内容

●主契約

人身事故	契約者側の場合	相手側の場合 (契約者側にも過失のある場合)
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡したとき(1事故につき)	300万円	300万円 までの実費を支給 死亡臨時費用共済金(一時金として) 30万円
後遺障害共済金 (障害級別による)	12~300万円	12~300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 1事故につき入・通院合わせて1日最高18,000円(365日分または300万円限度)	入院日額(1名1日につき) 4,500円 通院日額(1名1日につき) 2,250円	左記の日額により、 300万円 までの実費を支給 入通院臨時費用共済金(一時金として)(3日以上入・通院で1事故につき) 3万円
対物事故	特約(自動付帯)	
対物事故共済金 (1事故につき)	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額(自己負担額)が2万円以上となったとき ※相手の損害の額を証明するものがない場合はお支払いできません。 (1共済期間内に1回)

●オプション契約

車両事故

特約共済掛金
(+2,100円で付帯できます。)



車両事故共済金 (特約共済掛金で補償されます)

30,000円

ご契約車両に3万円以上の損害額(自己負担額)が生じたとき
(地震・噴火・津波を除く)
(1共済期間内に1回)

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

補償の対象となる運転者の範囲

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	—
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

法人契約

共済契約者(理事、取締役など)、
契約者が雇用する者

個人事業主契約

共済契約者、共済契約者の同居の親族、
契約者が雇用する者

個人契約

共済契約者、共済契約者の同居の親族

※上記以外の方は、2名まで「届出運転者」として登録でき
対象とすることができます。